

2019年12月2日

株主各位

第53回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の会社の体制及び方針	1頁
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書	5頁
連結計算書類の連結注記表	6頁
計算書類の株主資本等変動計算書	13頁
計算書類の個別注記表	14頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ホームページ
(<http://www.sacos.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

サコス株式会社

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①職務執行の基本方針及び当社における内部統制システムの特徴

当社は、以下の企業理念と経営方針を制定しております。すべての役員と従業員は、これを職務執行の拠り所として、法令・定款の遵守はもとより、社会から信頼される企業風土の構築を目指しております。

企業理念	当社は、常に未来を見つめ、時代に対応する柔軟な企業姿勢で、機械・機器レンタルを通じて社会に貢献します。
経営方針	1.お客様の信頼と安心にお応えできるような企業経営を目指します。 2.社員は財産。この考えを基に人を大切にし、人を活かした経営を行います。 3.あらゆるステークホルダーの皆様に報いるために、常に安定した経営と業績向上を目指します。

また、当社は、プロフィット制という部門ごとの独立採算制を採用し、各部門（プロフィット）が主体性を持って事業運営を行っております。内部統制の面でも、各プロフィットが責任を持って進めることとし、それを補うものとして全社的なチェック体制を整備しております。

②取締役及び従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、定期的に実施している新入社員教育・昇格研修等の役職員教育において、法令や企業理念・経営方針を繰り返し伝えることにより徹底しております。

また、各プロフィットでは、実際の業務執行にあたって、法令・定款、企業理念、経営方針を遵守するための業務手順が定められ、各プロフィットの所属長及び管理課長がその手順通りに業務が行われているかどうかをチェックしております。さらにそのチェック体制が機能しているかどうかは、監査室が内部監査を通じて、確認しております。

なお、法令・定款違反があった場合は、社内の処罰委員会にて調査の上、取締役会に報告、取締役会にて、処罰の決定と再発防止のための指導を行っております。

従業員が社内で法令・定款違反行為がなされるか、なされようとしていることに気づいたときは社長又は取締役・監査役に直接通報できることとしております。（匿名も可）

会社は誠意を持って対応し、情報提供者が不利益を被らないように取り計らうこととしております。

③取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、取締役会を始めとする重要な会議の議事録や各取締役が職務執行にあたり決裁した稟議書等の文書を法令等に基づき、定められた期間保管しております。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、資産、債権、安全等の各部門の所管業務に付随するリスクについて、各部門において、関連規程、決裁基準を設け、これに基づき、周知・徹底を図るものとし、新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応部署を定め、対応することとしております。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会で決定した全社の計画立案指針に基づき、各プロフィットが事業計画を策定し、その達成に向けて自主的な運営を行っております。各プロフィットを担当する取締役は、月例会議に出席し、結果に対する分析とその改善を図ることにより、目標達成のための業務の効率化を実現することとしております。

⑥当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である西尾レントオール株式会社で定めたグループ会社の運営・管理に関する基本方針に基づき、連携しながらも、親会社からの事業上の制約は受けず、独自性を発揮して事業活動を行っております。

また、親会社と当社の監査役間の情報交換・意見交換により、当社の職務執行の適正を確保する体制をとっています。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社では、「関係会社管理規程」を定めて、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けております。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき、子会社においてリスクが発生した場合は、社長及び当社所管部門へ報告を行い、当社と連携して処置にあたります。当社の監査室は、管理状況を確認し、必要に応じて改善を行います。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、「関係会社管理規程」に基づき、子会社は、毎期の事業計画を当社とすりあわせの上策定し、その達成に向けて自主的に運営しております。また、当社の役職員が子会社の取締役、監査役に就任し、子会社の職務執行の適正を確保する体制をとっています。

(4) 子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、「倫理規程」を制定し、すべての役職員に周知徹底しております。また、当社の監査室は、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施し、コンプライアンスの状況について確認を行います。

⑦監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、選任するものとし、指名された従業員は、取締役から独立して、監査役の指揮命令の下、業務を行うこととしております。また、当該従業員の人事異動・人事評価等については、監査役の意見を尊重することとしております。

⑧取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、重大な法令・定款違反、内部監査の実施状況等の内容をすみやかに報告しております。

また、監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める体制をとっております。

⑨子会社の取締役・監査役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役・監査役及び従業員は、当社の監査役の求めに応じて、業務執行の状況を報告することとし、当社及び子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときはすみやかに当社の監査役に報告することとしております。

⑩監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、「内部通報制度運用規程」を制定し、通報等をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止しております。

⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用については、予め予算を計上しておくこととしております。当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理します。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人及び監査室と定期的な意見交換を行い、連携して監査の実効性を確保しております。

(2) 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理規程」を制定し、その中で役員及び従業員は社会の一員として法令を遵守する良識のある企業人として、正々堂々と企業活動を行うために、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない」としております。もし、不当な要求等があった場合には、すみやかに顧問弁護士及び警察等の外部専門機関と連携し、組織として対処することとしております。

(3) 運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は、役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、且つ社会規範及び企業倫理を遵守した行動を取るため、定期的に開催する社内研修や会議を通して役職員に対し、法令をはじめ、企業理念、経営方針並びに社内規程等の遵守の徹底を図っております。

②職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

当事業年度は取締役会を14回開催し、会社の経営に係る重要事項の決定、各取締役の職務執行状況の報告及び監督を行っております。これにより、経営に対する意思決定の実効性は確保されているものと考えております。

また、各取締役は、管掌部門の月例会議出席することで現状分析と改善を図り、目標達成に対し迅速な職務執行が可能な体制となっております。

③損失の危機の管理に関する取組みの状況

当社は各部門において、関連規程、決裁基準に基づき、定期的に所管業務の検証を行うことで、リスク管理状況の点検、課題点の抽出並びに対応策の検討を行い、各部門のリスク対応の実施強化を図っております。

④当社及び子会社における業務の適正性に対する取組み

当社の役職員が取締役、監査役に就任し、子会社の取締役等の職務の執行が適正且つ効率的に行われていることを監督し、これを確保する体制となっております。

また、子会社の月例会議出席することで事業計画の進捗状況等について必要な助言と指導を行っております。

⑤監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

また、監査役は、取締役会や重要な会議への出席、会計監査人及び監査室との定期的な意見交換等により、監査の実効性の向上を図っております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な政策の一つとして位置付けております。

利益配分につきましては、企業体質の強化と事業拡大のための内部留保の蓄積を図ると共に、長期的且つ総合的な株主価値の向上を図るべく、期間業績に応じた利益還元を進めていくことを基本方針としております。

このような考え方のもと、当事業年度の配当につきましては、1株につき金7円の配当とさせていただきたいと存じます。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としております。また、これらの剰余金の配当の決定機関については、期末配当を定時株主総会、中間配当を取締役会としております。

連結株主資本等変動計算書

第53期 (2018年10月1日から2019年9月30日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,167,551	1,245,984	7,518,998	△316,390	9,616,143
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△300,646		△300,646
親会社株主に帰属する当期純利益			908,491		908,491
自 己 株 式 の 取 得				△303,001	△303,001
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	607,844	△303,001	304,842
当 期 末 残 高	1,167,551	1,245,984	8,126,843	△619,392	9,920,986

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	6,745	6,745	8,069	87,991	9,718,950
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△300,646
親会社株主に帰属する当期純利益					908,491
自 己 株 式 の 处 分					△303,001
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,294	△2,294	2,193	32,744	32,643
当 期 変 動 額 合 計	△2,294	△2,294	2,193	32,744	337,486
当 期 末 残 高	4,451	4,451	10,262	120,736	10,056,436

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社新光電舎
双葉電気株式会社

②非連結子会社の名称等

京浜建設株式会社

加藤自動車販売株式会社

上記子会社は、小規模であり、同社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

③たな卸資産

主として個別法または最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

貸与資産 : 2~10年

建物及び構築物 : 7~50年

②無形固定資産（リース資産除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社は内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完工工事高及び完工工事原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

②その他の工事

工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを対象債務の範囲内で行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

当社では、特例処理を行っており、相場変動及びキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の判定は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

(9) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

連結損益計算書

(1) 前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「社債発行費」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

(2) 前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「受取賃料対応原価」は「営業外費用」の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

4,096,498千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

43,866,681株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年12月21日 定時株主総会	普通株式	300,646千円	7円	2018年9月30日	2018年12月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年12月20日 定時株主総会	普通株式	293,621千円	利益剰余金	7円	2019年9月30日	2019年12月23日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

40,850株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については安全性の高い預金等で運用し、資金調達については、銀行借入及び社債発行による方針であります。また、デリバティブ取引については、リスクヘッジのために利用し、投機目的の取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,382,119	2,382,119	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,016,480		
(3) 電子記録債権 貸倒引当金 (※1)	1,301,077 △5,869		
	5,311,688	5,311,688	—
(4) 投資有価証券	20,133	20,133	—
資産計	7,713,941	7,713,941	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,097,680	3,097,680	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 社債 (※2)	1,641,500	1,651,600	10,100
(4) 長期借入金 (※3)	2,366,998	2,373,819	6,821
(5) リース債務 (※4)	2,280,648	2,313,156	32,507
負債計	9,586,827	9,636,256	49,429
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 勘定ごとに計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 社債には、1年内償還予定の社債の金額を含んでおります。

(※3) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。

(※4) リース債務には、1年内に期限が到来するリース債務の金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額25,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	236円62銭
1株当たり当期純利益	21円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2019年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することについて決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行を可能とするため。

(2) 取締役会決議の内容

① 取得する株式の種類	普通株式
② 取得する株式の総数	320,000株（上限）
③ 株式の取得価額の総額	100,000,000円（上限）
④ 取得期間	2019年11月11日から2020年9月30日
⑤ 取得方法	市場買付（証券会社一任勘定方式）

自己株式の消却

当社は、2019年11月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の消却を行う理由

株主還元の拡充及び将来の希薄化懸念を軽減するため。

(2) 取締役会決議の内容

① 消却する株式の種類	普通株式
② 消却する株式の数	1,000,000株
③ 消却予定日	2019年11月22日
④ 消却後の発行済株式総数	42,866,681株

株主資本等変動計算書

第53期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）

(単位：千円)

残高及び変動事由	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首 残高	1,167,551	165,787	1,056,088	1,221,876	126,100	5,900,000	1,303,417	7,329,517
当期変動額								
剰余金の配当							△300,646	△300,646
当期純利益							824,408	824,408
別途積立金の積立						600,000	△600,000	—
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	600,000	△76,238	523,761
当期末 残高	1,167,551	165,787	1,056,088	1,221,876	126,100	6,500,000	1,227,179	7,853,279

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首 残高	△316,390	9,402,555	6,745	6,745	8,069	9,417,370
当期変動額						
剰余金の配当		△300,646				△300,646
当期純利益		824,408				824,408
別途積立金の積立		—				—
自己株式の取得	△303,001	△303,001				△303,001
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△2,294	△2,294	2,193	△100
当期変動額合計	△303,001	220,759	△2,294	△2,294	2,193	220,659
当期末 残高	△619,392	9,623,315	4,451	4,451	10,262	9,638,029

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

①商品：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく、簿価切下げの方法）を採用しております。

②貯蔵品：最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく、簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

貸与資産：2～10年

建物：7～50年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを対象債務の範囲内で行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

当社では、特例処理を行っており、相場変動及びキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の判定は省略しております。

6. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

損益計算書

(1) 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「社債発行費」は営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

(2) 前事業年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「支払保証料」及び「受取賃貸料対応原価」につきましては、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,971,538千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	218,016千円
長期金銭債権	31,700千円
短期金銭債務	235,369千円
長期金銭債務	1,296千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	202,493千円
仕入高	2,385,117千円
販売費及び一般管理費	207,100千円
営業取引以外の取引高	40,631千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	1,920,703株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	16,659千円
固定資産評価損	52,480千円
賞与引当金	76,172千円
一括償却資産	34,158千円
資産除去債務	25,970千円
その他	53,741千円
繰延税金資産計	259,182千円
評価性引当額	△97,662千円
繰延税金資産合計	161,519千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△13,342千円
その他有価証券評価差額金	△1,962千円
繰延税金負債合計	△15,305千円
繰延税金資産の純額	146,214千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	西尾レントオール(株)	大阪市中央区	8,100,835	建設・設備工事用機器及びイベント・産業用関連機材の賃貸	(被所有)直接85.7%	兼任2人	建設機械の賃貸借等	建設機械の賃借及び仕入	2,279,216	買掛金	192,289

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

建設機械の賃借及び仕入については、一般に行われている取引条件と同一の基準により決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	西尾開発(株)	大阪市中央区	10,000	親会社グループ内の不動産の運営管理	なし	なし	不動産の賃借	不動産の購入	1,565,334	設備関係未払金	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産の購入については、不動産鑑定結果等を参考に決定しております。

(1) 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

229円53銭

1株当たり当期純利益

19円52銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得及び消却

連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しているため、注記を省略しております。